

みなとみどりサポーター制度実施要綱

制定 平成21年12月21日

(目的)

第1条 みなとみらい21新港地区の港湾緑地に関し、市民が横浜港に一層の愛着が持てるよう横浜市と市民との協働による「みなと横浜らしい水辺の魅力づくり」を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてみなとみどりサポーター（以下「サポーター」という。）とは、港湾局長から第5条による認定を受けた団体をいう。

(活動期間及び場所)

第3条 サポーターの活動は、年度単位で原則1年間とする。

2 活動場所は、みなとみらい21新港地区の港湾緑地とする。

(募集等)

第4条 港湾局長は、サポーターの募集を行う場合は、公募により行うものとする。

2 港湾局長は、サポーターの募集にあたり、必要な条件を付することができる。

3 サポーターに応募する団体は、活動申込書（様式-1）、活動計画書（様式-2）及び役員名簿（様式-3）を港湾局長に提出しなければならない。

4 サポーターは、活動計画書又は構成員の代表たる役員に変更が生じたときは、速やかに、変更届（様式-4）を港湾局長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、港湾局長は、変更後の内容が活動として不十分又は不適格であると判断した場合には、承認をしないことができる。

(認定)

第5条 港湾局長は、第1項及び第2項を満たす団体でなければ、認定をすることができない。

(1) 営利を目的としない団体であること

(2) 水辺の魅力づくりにつながる自主的なボランティア活動を行う団体であること

(3) 3人以上で構成され、前号の活動を自ら行う団体であること

(4) 第6条に規定する覚書を本市と締結した団体であること

2 前項第2号に規定する活動は次のとおりとする。

(1) 港湾緑地（水域を含む）の定期的（月1回～2ヶ月に1回程度）な清掃及び除草活動

(2) 清掃活動に付随し、緑化活動及び案内ガイドなど港湾局長が認める港の魅力向上に貢献する自主的な活動

(3) その他前各号に準ずる活動

3 港湾局長は、第1項及び第2項を満たす団体に対し、みなとみどりサポーター認定書（様式-5）を交付するものとする。

(覚書の締結等)

第6条 サポーターは、活動に当たり港湾局長と覚書（様式-6）を締結しなければならない。

2 港湾局長は、サポーターが覚書継続願（様式-7）を提出し、活動の継続を希望

する場合は、継続を認めることができる。

- 3 サポーターは、活動の年度途中で当該活動を中止する場合、変更届（様式-4）を港湾局長に提出しなければならない。
- 4 港湾局長は、サポーターが次の各号に該当した場合には、第1項の覚書を解除することができる。この場合において、当該サポーターは、何らの異議を述べることができない。
 - (1) 理由なくみなとみどりサポーターとしての活動を行わない場合
 - (2) 法令、条例等に反する活動を行った場合
- 5 前項の規定により覚書を解除された団体は、みなとみどりサポーター認定書を港湾局長に返却しなければならない。
- 6 第4項の規定により、覚書を解除された団体は、サポーターとしての資格を有せず、かつ、サポーターとして活動を行うことができない。

（支援）

第7条 港湾局長は、サポーターの活動に対して、予算の範囲内で以下に掲げる内容の支援を行うことができる。

- (1) 第5条第2項に規定する活動に必要となる物品の一部の貸出
 - (2) 第5条第2項に規定する清掃活動により収集した廃棄物の運搬及び処理
- 2 港湾局長は、サポーターの活動内容を港湾局ホームページに掲載し、広報することができるものとする。

（安全の確保）

第7条 サポーターは、その活動を行うに当たり、港湾緑地の利用者の支障にならないよう注意するとともに、十分に安全確保を図るものとする。

（第三者に与えた損害の賠償）

第8条 サポーター又はその構成員が活動を行うに当たり、第三者に損害が生じた場合には、サポーターがその賠償の責を負う。

（報告等）

第9条 みなとみどりサポーターは、その活動に伴い事故が発生した場合には、速やかに、当該港湾緑地を所管する横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課に事故発生報告書（様式-9）を提出しなければならない。

（事務取扱）

第10条 みなとみどりサポーターに関する事務は、港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課が取り扱うものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は平成21年12月21日より施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成24年4月1日より施行する。

活 動 申 込 書

港 湾 局 長

みなとみどりサポーター<みなとみどりサポーター制度>への参加を申込みます。

平成 年 月 日

団体名 _____
代表者 住所 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

1 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 団体構成員数	名 (役員数 名)
3 活動の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 活動場所 (例：象の鼻パーク、運河パーク)・ 活動内容 (例；環境美化活動、案内ガイド)・ 活動頻度 (例；毎月第3木曜日)
4 応募の動機	

役員名簿（平成 年度）

港湾局長

平成 年度のみなとみどりサポーター役員名簿は次の通りです。

平成 年 月 日

団体名 _____

番号	氏名	住所	連絡先 (昼間連絡のつく連絡先)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

※役員数は任意の人数でお願いするものですが、できましたら3名以上でお願いいたします。

変 更 届

港 湾 局 長

みなとみどりサポーターの活動等に関する事項について、変更が生じたので届出ます。

なお、変更事項が覚書の内容に係わる場合で、港湾局長が認める事項については、実施要綱第6条第3項に定める覚書の変更があったものとみなすことに同意します。

平成 年 月 日

団体名
代表者 住所
氏名
電話番号

変更事項	
------	--



Port and harbor bureau City of yokohama

「みなとみどりサポーター」認定書

(例) ○ ○ ○ ○ 協議会

登録番号○○○○○

上記団体は横浜港に一層の愛着が持てるようみなと横浜らしい水辺の魅力づくりを推進するため、横浜市との協働により港湾緑地における美観維持活動を行う団体であることを認定します。

平成 年 月 日

横浜市 港湾局長 ○○○○

みなとみどりサポーターに関する覚書

参加団体（以下「甲」といいます。）と港湾局長（以下「乙」といいます。）とは、「みなとみどりサポーター制度実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）」第6条の規定に基づき、「みなとみどりサポーター制度」の内容、手続き等について、次のとおり覚書を締結します。

（活動期間・活動場所）

第1条 甲の活動期間及び活動場所は次のとおりとします。

(1) 活動期間 覚書締結日 から 平成 年 月 日 まで

(2) 活動場所 緑地名（複数可）

（参加団体の活動内容）

第2条 甲の行う活動は、実施要綱第5条第2項に基づき行う以下の活動とする。

活動内容

・

・

（参加団体）

第3条 参加団体（甲）は、同区域もしくは周辺のボランティア活動を行う他団体・個人とはお互いに協力して活動を行います。

（資格要件）

第4条 みなとみどりサポーターは、活動計画書又は構成員の代表たる役員に変更が生じたときは、その旨を記載した書面を乙に提出し、確認を得ます。この場合において、乙は、変更後の内容が、みなとみどりサポーター活動として不十分又は不適格であると乙が判断した場合には、承認を見送ることができることとします。

2 乙は、みなとみどりサポーターが以下に掲げる場合に該当した場合には、本覚書を解除することができることとします。

(1) 理由なくみなとみどりサポーターとしての活動を行わない場合

(2) 法令、条例等に反する活動を行った場合

3 前項の規定により覚書を解除された団体は、交付を受けたみなとみどりサポーター認定書を乙に返却してください。

4 第2項の規定より、覚書を解除された団体は、みなとみどりサポーターとしての資格を有せず、かつ、みなとみどりサポーターとしての活動は行えません。

（覚書の継続）

第5条 甲が継続を希望する場合、当該年度の2月末日までに乙に対し覚書継続願（様式-9）を提出することとします。継続の受付については乙が活動報告書の内容を確認し受付を行うこととします。活動の内容がみなとみどりサポーター制度実施要綱に適合しない場合、活動の継続については甲乙協議を行うこととします。

(乙の支援内容)

第6条 乙は、次の事項について必要と認められた範囲で、次の支援を行います。

- (1) 実施要綱第5条に規定する清掃活動に必要な物品の一部の貸出
- (2) 実施要綱第5条に規定する清掃活動により収集した廃棄物の運搬及び処理
- (3) 活動内容を港湾局ホームページに掲載

(安全の確保)

第7条 甲は、活動を行うにあたっては、港湾緑地利用者の通行の支障にならないよう注意するとともに、十分に安全確保を図るものとします。

(第三者に与えた損害の賠償)

第8条 甲が、その活動を行うに当たり、第三者に損害が生じた場合には、甲がその賠償の責を負うこととします。

(報告等)

第9条 甲は、その活動に伴い事故が発生した場合には、速やかに、当該港湾緑地を所管する甲に(横浜市港湾局横浜港管理センター北部管理課大さん橋ふ頭事務所)、実施要綱の事故発生報告書(様式-7)を提出していただきます。

(事務取扱)

第10条 みなとみどりサポーターに関する事務は、港湾局港湾整備部企画調整課及び横浜港管理センター北部管理課大さん橋ふ頭事務所が取り扱います。

(助言と指導)

第11条 乙は、甲に対して必要な助言及び指導を行うことができることとします。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項が生じた場合、またはこの覚書に疑義が生じた場合には、甲乙が協議して定めるものとします。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保管します。

平成 年 月 日

甲 (みなとみどりサポーター) 代表 氏名 印

乙 港湾局長 氏名 印

覚書継続願

港湾局長

当団体はみなとみどりサポーターの活動を継続するため、平成 年 月 日に締結した覚書（登録番号 ）の期間を平成 年 月 日に変更します。

平成 年 月 日

団体名
代表者 住所
氏名
電話番号

事故発生報告書

平成 年 月 日

港湾局長

みなとみどりサポーター

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話 ()

みなとみどりサポーターの活動中に、次の通り事故が発生したので報告します。

事故発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
事故発生場所 (緑地名)	区 町 ()
被害者	住所 氏名 性別 (男・女) 職業 連絡先 (自宅) — (勤務先) —
被害状況	(人身・物損)
事故の概要	
事故後の措置	月 日 ()
被害者への対応	月 日 ()